

令和2年12月2日

小・中学校保護者 様

泉大津市教育委員会
教育長 竹内 悟

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業措置等の対応について

平素は本市学校教育にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策に係る本市の小中学校における12月2日以降の対応について、下記のとおりとさせていただきます。

記

在籍する児童生徒・教職員より新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合の対応

① 臨時休業措置について

- ・ **感染者在籍校を1～3日間の臨時休業** とします。(土日祝日を含む)
 - * 臨時休業期間については教育委員会と協議の上決定する。*
- ・ 臨時休業の開始日は、原則として事象が判明した日の翌日からとします。
- ・ 教職員における濃厚接触者が多数いるなど、学校運営上の体制整備に時間がかかる場合、期間を延長することがあります。
また、延長した場合においても、体制が整い次第、速やかに学校を再開します。
- ・ 保健所の判断等により、濃厚接触者の特定や学校施設の消毒等、それらに関連する確認及び対応等が完了すれば、休業期間中であっても学校を再開することがあります。
- ・ 臨時休業期間中は、**教育活動（部活動含む）の実施は不可**とします。
- ・ **学童保育（なかよし）**も学校と同様の対応となります。
- ・ 保健所による疫学調査が終了するまでは、児童生徒の外出は控えるように協力をお願いします。

ただし、感染者等が確認された場合においても、下記の条件をすべて満たしている場合、**臨時休業を行わない場合があります。**

- (1) 保健所の調査・見解（疫学調査）により、感染者の感染経路が**家庭内感染に限られ**、学校内における感染拡大がないと判断された場合。
- (2) (1) の理由により、保健所の見解が**校内消毒の必要性がない**と判断された場合。
(ただし、校内消毒は教職員で必ず行います。)

② 感染者が判明した場合の当日の対応について

判明した時点で、登校している児童生徒等がいる場合は、翌日からの臨時休業に関する連絡及び指示をした後、下記の対応となります。

【 下校時刻について 】

- (1) 感染判明が午前（給食前） ⇒ 給食後、速やかに下校
- (2) 感染判明が午後（給食後） ⇒ **通常下校**

* 『なかよし』は閉鎖します。

③ 感染者や濃厚接触者等の出席停止措置について

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合（保健所から連絡があります）は、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を行います。

《出席停止期間の基準》

- ・ **感染者**…「新型コロナウイルス感染症が治癒するまで」

※ 治癒の判断や、自宅待機の実施等については、保健所又は医師の指示のもと行われます。

- ・ **濃厚接触者**…「感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間」
(指定初期段階の目安)

※ ただし、保健所（医師）の指示により2週間を待たずに出席可能な場合もある。

- ・ 濃厚接触者の陰性が判明後、保健所（医師）より2週間を待たずに登校の許可があった等

基本的に保健所（医師）の判断に従って登校許可の判断をします。

ただし、国・府の新型コロナウイルス対応方針の変更や府内・市内の感染状況により、上記①～③の対応について変更する場合があります。